

入札契約制度の見直しを行います

1 主観評価項目の見直しについて

主観評価項目制度は、川崎市競争入札参加資格の有資格事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲向上を目的とした制度で、総合評価一般競争入札の評価項目や一般競争入札の入札参加資格等に活用しているものです。

(1) 「協力雇用主」の新設

犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける協力雇用主を適正に評価することにより事業者の社会貢献への意欲を高めるため、**新たに「協力雇用主」の評価項目を新設**します。

【本市の主観評価項目】

	主観評価項目	主観点	最大
事業者 申請	障害者の雇用状況	10点	60点 ↓ 70点
	災害時における本市との協力体制	10点	
	建設業労働災害防止協会の加入状況	10点	
	ISO 9001(品質マネジメント)の認証取得	10点	
	ISO14001(環境マネジメント)の認証取得	10点	
	男女共同参画	10点	
	【新設】協力雇用主	10点	

※上記のほか、本市資料に基づき、優良事業者表彰、指名停止、工事成績を評価項目としています。

(2) 改正の時期

平成31・32年度競争入札参加資格審査申請（業者登録継続申請）の工事請負業者の等級区分（ランク）の設定から活用します。

なお、当該項目を総合評価の評価項目とする入札や参加資格とする入札については、業者登録の状況等を踏まえ、今後検討します。

2 本社所在地を入札参加資格とした入札の拡大

一般競争入札における地域性重視の取組として、一部の発注工事において、市域を川崎区、幸区及び中原区の「南部」と、高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の「北部」に分けて、本社所在地を入札参加資格とする入札を平成30年度4月から本格実施していますが、平成30年7月1日以降の公告案件から発注工事の対象範囲に【業種「水道施設」ランク「A」】を試行的に追加します。

【参考】現在の対象工事

○業種「土木」ランク「B」、業種「舗装」ランク「B及びC」